

琵琶湖レジャー利用適正化基本計画（改定版）（案）に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1．県民政策コメントの実施結果について

平成19年1月26日から同年2月26日までの1ヶ月間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、琵琶湖レジャー利用適正化基本計画（改定版）（案）について、意見募集を行った結果、2人から4件の意見、情報が提出されました。

これらの意見、情報に対する滋賀県の考え方を以下に示します。取りまとめにあたり、提出された意見、情報は要約しています。

2．提出された意見・情報の概要

条例の規定等について 2人（4件）

番号	ご意見・情報の内容	ご意見に対する県の考え方
1	<p>上水道の水源としている生活者と琵琶湖沿岸に住む住民を守ることが基本でなければならない。レジャー向けの琵琶湖開放は二の次に位置づけるべき、人と琵琶湖の共生よりも琵琶湖を自然の状態に戻すことの方が大切と思う。</p> <p>レジャーボートや水上バイクなどエンジンつきの船を原則禁止にする。</p>	<p>この条例は、琵琶湖におけるレジャー活動の多様化や利用者の増加により、レジャー活動に伴う琵琶湖の自然環境やその周辺の生活環境への影響が大きくなってきたこと、また、それまでのマナーとしての啓発では対応に限界があることなどから、レジャー活動に着目して規制を行うこととし、その対象をプレジャーボートとしています。そして騒音を防止するため、航行規制水域を指定し、航行規制水域内では、原則航行禁止としています。</p>
2	<p>ブラックバスやブルーギル等外来種のリリース全面禁止とする。</p>	<p>これまで、レジャー条例で規定する外来魚のリリース禁止は、琵琶湖、西之湖および内湖を適用水域にしていました。しかし、調査の結果、外来魚がこれらの水域以外の内陸部にも広く生息している実態が明らかになりました。外来魚による琵琶湖の生態系への影響を低減し、外来魚ゼロをめざすためには、リリース禁止の範囲を限定することなく、県内一円を対象とし、釣り人の皆さんの協力により外来魚を減らしていく必要があるとのことから、平成18年3月に条例の一部改正を行い、リリース禁止の</p>

		適用水域の範囲を県下全域に拡大し、取組を進めています。
3	バーベキュー、キャンプ専用場所を完備し、燃料水道電気を設備し、浜辺では全面禁止とする。	<p>花火、キャンプ、バーベキューなどに伴うゴミ、騒音等により琵琶湖岸の多くの住民の方が迷惑を受けている状況がありますが、このような多岐にわたる迷惑行為を個々に取り締まるのは困難であり、地域毎に利用者と地元住民が話し合い、地域の実態に応じたローカルルールを取り決め、関係者の協力によりレジャー利用の適正化を進めることが効果的であると考えられます。</p> <p>そうしたことから、平成18年3月に条例の一部改正を行い、地域協定制度を創設し、地域協定を県が認定することにより根拠づけを明確にするとともに、地域の様々な取組に対し、県は助言や支援をしていくこととしました。また、迷惑行為等の課題は、地域ごとに異なるものであり、現地の実態に適応したきめ細かい対応策が必要と考えます。琵琶湖と共生するレジャースタイルの確立を図るという観点から、引き続き、地域の様々な活動との連携・協働に努めます。</p>
4	バーベキューの看板があるにもかかわらず平気でその行為をしている人達が急増しています。そしてマナーがわるい。ゴミもかたづけられない。浜辺のレジャー利用のルールの強化を。	